

女性の旅日記にみる女人禁制

—「多比能実知久佐」を中心として—

岩 鼻 通 明

一 はじめに 研究史と研究の目的

女人禁制をめぐっては、二〇世紀末から二一世紀初頭に多くの研究がみられるようになった。これは大峰山の世界文化遺産登録の動きと軌を一にするものであり、伝統的な大峰山の女人禁制の解禁についての論議の過程で、女人禁制に関する調査研究も進展したものと見えよう。とりわけ、牛山佳幸と鈴木正宗の業績によって、女人禁制が生み出された歴史的背景は、おおむね解明されたといえよう⁽¹⁾。その後の議論は解禁されない大峰山の女人禁制に対する現代的告発へと移っていく⁽²⁾。

一方、旅日記研究が進展する中で、女性の旅に関する研究も活性化し、深井甚三や柴桂子、そして前田淑らの研究成果が得られた⁽³⁾。ただ、その両者を連携させながら、近世の女人禁制の実態を追求する試みは限定的にとどまっている。そのため、筆者は「旅日記にみる女人禁制の民俗文化的研究」と題して申請した一九九二〜一九九三年度の科学研究費が採択され、年度末には報告書を刊行した⁽⁴⁾。その後、諸般の事情により、このテーマでの調査研究を十分に深化することができないままとなった。

そこで、本稿においては江戸時代の女性の旅日記を通して、当時の女人禁制の実態について、詳細な検討を加えることを目的とするものである。事例としては、出雲国母里に居住していた西村美須女が万延元年

(一八六〇)に西国巡礼を終えた後に、信州善光寺を経て、江戸へと向かった旅日記である「多比能実知久佐」を中心⁽⁵⁾に考察する⁽⁶⁾。この旅日記は、簡略な記述の多い一般的な旅日記とは異なり、紀行文ともいえるほどに詳細な旅の記録となっていることから、女人禁制の実態を知るには最適の史料であるといえよう。

それに加えて、単独の史料のみでは記述の偏りや誤記の可能性もあるために、比較検討を加えることが望ましいことから、以下の四点の旅日記からも、女人禁制に関わる記述を拾い出してみた⁽⁷⁾。さらに、かつて報告書に記載した事例も再録した⁽⁸⁾。

なお、山本光正は旅日記だけでなく、納経帳や絵馬を分析の材料に付加する必要性を強調している⁽⁹⁾。近年の谷釜尋徳の研究では、運動面から旅人を検討し、女性の旅は男性に比べて、一日の歩行距離が短く、一日あたり六〇キロを超えないことを指摘している⁽¹⁰⁾。ただ、上流階級の女性の旅では、悪路において馬や駕籠を利用してゐる事例がしばしばみられることを念頭に置く必要がある⁽¹¹⁾。

二 女人禁制の具体的事例

(一) 高野山

真言宗の総本山である和歌山県の高野山は開基以来、女人禁制であったとされる。明治初期の神仏分離にともない、この女人禁制は解除されたが⁽¹⁰⁾、江戸時代は以下の旅日記の記録のように、女性の参詣者は入口の女人堂までしか進めず、八葉蓮華と称された周囲の山を巡回して境内を見下ろすかたちでの参詣が行われていた。

六月三〇日 高野山は(中略) 女人堂は手前にありて、別に案内を以てうら方をめぐり、本堂のうらにて拝するとぞ。(「西遊草」)

三月二十五日(高野山) 漸く女人堂に至り見れば浅ましげなる辻堂にて寒き事冬のごとし(中略) 御寺よりも段々饗応あり伴僧、度々来りて馴々しく挨拶等迷惑したり夜のものさえおろそかならねば暖かに伏しぬ。

三月二十六日 暇乞して大門より後へ出れば山の絶頂を横切る時、目の下に数多の御寺を見て(「多比能実知久佐」)

十月十六日(高野山) 一、百拾四文 女人堂々案内 山上まで高野山参詣見聞大略

大門南北二十二間西向也、是ヨリ女人堂へ十八丁、中門へ二丁、奥の院へ五十丁、中門へ入檀上参り処堂塔数多あり、寺院斗りニテ町家なし、

一、刈萱同心の旧跡、熊谷あつもりの塔、曾我兄弟の塔、法然上人自跡の塔、諸大名様方御石塔、明智光秀の墓、蛇柳、姿見の井戸、長者の万燈、貧の一燈、右供の者へ拝見せしむ、女人堂、旧家の地藏尊、上々遙拝仕候、右大略書印シ置、(「参宮道中所用記」)

最後の史料にみられるように、女性は女人堂で待機して、供の男性が

山内を見物して、その仔細を報告したことが知られる。かつて、ある学会の集まりで、故日野西真定先生と圭室文雄先生が高野山の女人禁制について議論をされ、圭室先生は旅日記に出てくることを強調されていたことが思い出される。あるいは、この記録のように伝聞だったのかもしれない。

(二) 多武峰

奈良県桜井市に位置する多武峰は明治の神仏分離後に談山神社となったが、江戸時代は女人禁制であったことが以下の記述より知られる。

六月三十日 多武峰は(中略) 大和にて日光ともいふべき立派なる宮なり。されども女人禁制なり。(「西遊草」)

閏三月十三日(多武峰) 女人禁制の故に右手の山八町登れば女人堂あり これより拝し奉るに、目の下なり(「多比能実知久佐」)

ただし、「西遊草」の六月三十日の記載は大和国の名所旧跡が列挙されておられ、実際の行動記録ではなく、伝聞であると思われる。

なお、桜井市ホームページによれば、今も談山神社東大門の脇に「女人堂道」と記された石碑があり、奈良の宿大正楼ホームページには、西大門跡に「女人禁制」の石柱が残るといふ。

(三) 富士山

日本の霊山の多くは明治初期まで女人禁制であった。ただ、富士山の場合は以下に紹介するように、例外的に六十年に一度の庚申のご縁年のみは女性も八合目まで登ることが許されていた⁽¹¹⁾。

七月二十二日 富士山（中略）勿論六月朔より当月廿六日までの山
びらきにて、其外は登山致とも、山のうちに小屋もあらず。（「西
遊草」）

六月六日 吉田と云う処、富士の木戸口にてこれよりすぐに登山す
此処にて御師の家に宿りを求めまづ浅間の神社へ詣ずるに大鳥居あ
りて（中略）時に今年は富士山開闢庚申の年忌に当り開帳有るに
依つて、女も八分までは登山なるよし 道にはただ一合より上には
上る事かなわず開闢の庚申当年迄に至つて凡そ三十七度廻り来れ
り、又逢うべき事ならねばいざや登山すべしとて

翌七日登山すとて御師の家より種々のたべもの気をつけくれたり
強力二人頼みて（中略）六合に宿す、この仮家と云うは角材木を積
み上げ屋根は厚板を敷き其の上に大石をならべ置ければ風に吹取る
る故なり

翌朝早く起出で、ようやく八合に至るに横雲たなびきて何も見えわ
かず 是より先達を頼みて男は皆絶頂に上る我等ただ二人是を待ち
て少しは見る方もがなと思えどもただ烈しければ岩屋より少しも出
でず

翌十日吉田を出て行くに（中略）少し行けば箱根の裏番所とて山中
の関と云うあり常の時は女はむづかしけれど今年は不二山開帳故少
しはゆるやかなり 御師の手形を出せばさわりなく通す（「多比能
実知久佐」）

両者の記述から、当時の富士山の山小屋は仮設であり、開山期が終わ
ると解体されていたことが知られる。また、後者の旅は日光から富士山
を経て、郷里の山陰へ帰る行程であった。すなわち、箱根の関所では、
いわゆる出女に該当するため、厳しい通行改めが予想されたこともあつ

て、甲州經由のルートを選んだとも考えられる。記載のように、庚申の
年ゆえ富士吉田の宿坊で得た御師の通行手形によって、無事に関所を通
過することができた。

（四）日光

栃木県の日光は徳川將軍家を祀る聖地であり、それ以前に男体山の山
岳信仰として開かれた霊山でもあった。以下の記述から、双方に女人禁
制が存在したことが知られる。

四月四日 （日光東照宮）金巻歩にて十人迄ハ内を見られ候先立有
女子ハのそくはかり（「道中日記」）

八月二十七日 （前略）馬返し村にいたる。男体山中禪寺の入口に
て、此所よりさき壱里拾余丁の間、女人及び馬のならぬ所也。され
ども女人は是よりさき拾丁ばかりの所に地藏あり。是迄いたる事叶
わざるにあらず。（「西遊草」）

前者によれば、女性は東照宮の拝殿の外側にしか行けなかつた。後者
では地藏の置かれた場所が女人結界地点であつたことが知られる。

（五）秋葉山

栃木県の古峰ヶ原、京都市の愛宕山と並ぶ日本三大火防の神として有
名な静岡県浜松市の秋葉山の奥の院も、以下の事例から女人禁制であつ
たことが知られる。

秋葉山の奥の院は秋葉神社から十キロ余りも山道を辿らねばならず、
女性にとつては厳しい道のりであつたと思われる。

五月四日（秋葉山）女はくわんをん様はかりおくのいんには参られず（「道中日記」）

（六）三井寺

天台宗寺門派の本山である滋賀県大津市の三井寺にも女人禁制の場所が存在した。

六月十一日 三井寺門前にいで、（中略）奥の院といふは（中略）

女人禁制にて、是遊はいたらず。されども七月十六日とか一度女人参詣相成とぞ。（「西遊草」）

四月朔日三井寺に参詣す（中略）女は罪深きものにて奥院なる龍宮より上りし鐘も拝する事もかなわず僕共は何れも山上へ登らせ、下女と二人石段を下りながら（「多比能実知久佐」）

この記述によれば、奥の院は女人禁制であるが、例外的に七月十六日のみは女性の参詣が許されたという。先述の富士山の事例と類似したものである。現代でも、四国の石槌山が七月一日の山開きの日は男山と称され、この日のみ中腹の成就社より上は女人禁制とされる。いわば、三井寺とは逆の事例であるといえよう。

（七）比叡山

旅日記にみる比叡山参詣については、かつて拙論で取り上げた¹²⁾。

六月十二日（坂本）山王社にいたりぬ。（中略）七丁ばかりうへに二社あり。景色よろしく女人は此処迄いたるとぞ。比叡山は女人禁制なり。

六月十二日 また少し手前に芝薬師（脚注によれば真如堂門前の北）あり。女人の中堂といひて古しへより名高き本尊にて、叡山にありしに、終に此所に帰し、女人の叡山にいたらざる為に、此所に拝さするためとぞ。（「西遊草」）

天台宗山門派の本山である比叡山は京都府と滋賀県の境界に位置し、双方に登り口が存在する。それで、滋賀県側は里坊のある坂本の山王社が女人結界地点であった。

一方、京都側では東山の芝薬師が女人堂としての役割を有していたことが、この記述から知られる。

（八）戸隠山

長野市の戸隠山は長野の善光寺の背後にそびえる霊山であり、古来、善光寺信仰と密接な関わりを有していた。以下の三例に戸隠山の女人禁制に関する記載がみられる。

此所（戸隠中院）より奥の院は女人禁制なりければ、行くこと叶わず、十五丁まで行は比丘尼石といふ所に女人堂あり、夫まで行にも雪渡りなり。（「上京日記」）

奥ノ院江三拾丁 中院ノ右江戸行 八丁目ニ越後道有 是より左リへ行 廿二丁目ニ鳥井川鳥居有 是より権現之御立山 枯枝下草迄 伐取事堅禁制 女人結界（「参宮道草喰」天保十年（一八三九）渡部吉松 陸奥国和賀郡立花）

一 柏原 此の処より戸隠山まで山路五里。（中略）此の処より女結界なる戸隠の奥院に参りければ、いよも尊ふとき岩山の洞の中に

戸隠の御宮并九頭龍権現の御宮あり。(「旅途記」嘉永五年(一八五二) 円覚寺住尊海 陸奥国津軽深浦村)

戸隠三院(奥院・中院・宝光院)のうち、女人禁制であったのは奥院のみで、明治初期の神仏分離以前は奥院に院坊が存在したが、中社と宝光社の里坊へ下山した。

中院のすぐ先に女人堂が置かれ、すぐ近くには比丘尼石が今も存在する。女人結界を犯した女性が石になったとする伝承であり、各地の霊山に同様の伝承が散見する。

さらに、奥社の手前の越水原には女人結界を示した道標の石碑が現存し、中院から柏原宿方面へ至る越後道(戸隠裏参道)には、奥院を迂回する女人道が存在したことを裏付けるものである。

(九) 書写山円教寺

兵庫県姫路市の書写山円教寺は、西国二十七番札所として著名であるが、この寺院もまた女人禁制であったことが、以下の記述から知られる。

三月八日(書写山円教寺) 東坂本女人堂に至り笈摺を僕に持たせて登らせれば札を納めん様もなく良飯屋に休みける内つくづく思いけるは さてもしも女人ほどはかなきものはあらじ(中略) いざや此の間に女の行くべき処を拝まむと奥の院へ参詣するに、女人堂より五町計り上りて大なる御堂あり(「多比能実知久佐」)

ここでも、供の男性が女人結界を越えて参詣したことが知られる。最後の一文は供の男性から伝聞した記録であろうか。

(一〇) 岩間寺

滋賀県大津市の岩間山正法寺は西国十二番札所であり、三井寺や石山寺とは近い距離に位置する。かつては女人禁制で登り口の順逆二ヶ所に女人堂が設けられていたという。

四月朔日(岩間寺) 大悲の御前より男女両方に別る、道あり(中略) 女人堂より山上へ道なしと拒む、我ただ思うにはいかで道のなき事やはあるべき 女禁制の場所は同じ事山上の通路極めてあるべし(「多比能実知久佐」)

この文章は、いささか意味がわかりにくいのだが、どうもお供の男性ともめたようで、男性は参詣後に逆方向に降りることができると、女性を迂回せねばならないことが原因であったかと思われる。

(一一) 醍醐寺

京都市の山科盆地南縁にある醍醐寺は太閤花見で著名であり、醍醐三宝院は当山派修験の本寺として知られる。その修行の場としても、女人禁制の場が設定されたのであろうか。

四月二日 ようやく醍醐寺へいづる女人堂なれば小さく傍らに小庵あり 先大悲の宝前に近づき札を納め拝し終えて男子は皆山上へ登らしめ下女と二人此の庵に待居て(中略) 僕に山上の様子を聞くに上り二十町御堂九間四面南向本尊千手観世菩薩深雪山上醍醐寺四千石の寺領なりと物語る(「多比能実知久佐」)

この事例でも、女人禁制の御堂に関する情報を、参詣した供の男性から聞き及んで記録していることが知られる。なお、吉田初三郎の『醍醐

山名所図絵』昭和二年（一九二七）頃には、上醍醐へ至る山道の登り口に女人堂が描かれている。

三 女人高野などの具体的事例

これらの旅日記には、女人禁制に関する記録だけでなく、女人高野のような、女性のみに開かれた聖地や、とりわけ女性にご利益のある神仏についての記録も散見する。

そこで、それらの事例も列挙しながら、女性の旅にみられるもうひとつの特徴について考察してみたい。

（一）摩耶山

兵庫県神戸市の六甲山地の中央部に位置する摩耶山の山名は以下の記述にみられるように、釈迦の母であった摩耶夫人像を空海が山頂付近にかつて存在した天上寺に安置したことに由来する。それゆえ、女性にとっては御利益のある霊山として信仰を集めていたのであろう。

五月二十八日 摩耶山は釈迦の母摩耶婦人の古跡なり。（中略）なにかにも女人は尤も参詣する也。（『西遊草』）

（二）東慶寺

鎌倉にある東慶寺は『西遊草』の脚注によれば、俗称縁切寺と呼ばれた寺院である。この寺に逃げ込めば、女性は男性と縁を切ることができるとして著名な寺院である。母親を連れした清河八郎が、その門前を通ったことは興味深い。

七月二十五日 それより尼寺の門前をとふる。女人の外入る事叶わ

ず。此寺に駆込みしものは、いかなるものにも決して手をいれる事叶わぬ事也。

（三）道明寺

大阪府藤井寺市にある道明寺は真言宗の尼寺である。七世紀半ばに土師氏の氏寺として建立されたとされ、土師氏の末裔である菅原道真が太宰府に配流された折に伯母の尼を訪ねたという。夜間は男子禁制であったことが、以下の記述から知られる。

三月二十二日（河内国藤井寺）先ず一番に道明寺へ至る此の所は尼寺にて七つ下れば男子は入る事かなわず 男猫にても入れずとかや（『多比能実知久佐』）

（四）慈尊院

高野山の麓、九度山にある慈尊院は、空海が高野山開創に際して開いた寺院であり、空海の母が一時、暮らしたと伝えられる。それゆえ、女人高野と呼ばれるようになり、下記の記述も、それを示すものである。

三月二十五日 駕を頼みて荷物は皆頼におきて先ず川を越し二尊院へ至る 此の所は大師の御母君の御廟所にて女の高野と云う（『多比能実知久佐』）

この旅日記には二尊院と記されているが、行程からみれば、宇治の二尊院ではなく、高野山麓の慈尊院であることが明らかである。

（五）内山永久寺

内山永久寺は奈良県天理市に存在した真言宗の大寺院であったが、明

治の廃仏毀釈によって廢寺となった。以下の記述に「女の高野」と呼ばれたことが示されているが、なにゆえ女人高野と称されたのかは不明である。

閏三月十八日 此の次に内山永久寺と云うて女の高野と唱う御朱印千石にて寺院も三十余りもありぬべし（「多比能実知久佐」）

(六) 香良洲神社

三重県津市にある香良洲神社は、伊勢神宮の内宮の祭神である天照大神の妹、稚日女命を祭神とする。お伊勢参りをして加良須に詣らぬは片参宮とされ、にぎわったという。稚日女命は女性の守護神とされることが以下の記述に反映している。

閏三月二十四日 加良須大神宮へ参詣す、こは伊勢の五社の内とかや（中略）さしたる大社にてはあらねども 女の祈れば格別靈驗ありとかや（「多比能実知久佐」）

(七) 観音寺

三重県鈴鹿市にある真言宗の観音寺は、白子の子安観音として親しまれている。以下の記述からも、安産の守り本尊として信仰されていたことが知られる。

閏三月二十五日 白子に至り観世音を拝す ここは取分け名高き靈所なれば（中略）とりわけ懐妊の婦人を守り給うとかや（「多比能実知久佐」）

(八) 毛なしの天神

京都市の銀閣寺の近辺に、毛なしの天神と呼ばれた安産信仰の神社が

あったと記されている。以下の記述にみられるように、男女の別を占う御守があったことは興味深い。銀閣寺の近くではないが、わら天神として安産の神とされる敷地神社が北区衣笠天神森にあり、今も同様の御守を授けていることから、わら天神についての記述とみるのが妥当であろうか。

四月六日（銀閣寺）此の所より向うに茂りたる森あり是を毛なしの天神と云う安産を守り給う是へ参詣し祈念し仰ぎ見れば大なる杉の古木あり（中略）神宮寺より御守出る、これを腹帯に入れ置き産近くなつて開き見れば一寸ばかりなる藁なり 節の有のを男子節のなきを女子とす、安産の後代参にても百二十銅の御初穂上げて開願する事なり（「多比能実知久佐」）

(九) 木曾福島の実盛塚

実盛塚は木曾義仲に関わる伝承であり、石川県加賀市篠原古戦場にあるとされる。篠原という地名は共通するので、木曾義仲の出身地である長野県木曾谷にも実盛塚の伝承が存在した可能性はあろうか。

ただ、むしろ「女はゆかれず」という表現は、木曾福島の関所を女性が忌避したことに由来するとも思われる。前述の既往の研究では、箱根・新居の関所と並んで、木曾福島の関所は女性の通行に厳しかったことが指摘されており、木曾福島を迂回して中央アルプスの峠を越えて伊那に抜ける街道を選択することが多くみられた。そのことが、以下のような伝承に影響したのかもしれない。

五月二日 まごめよりせばまでを木曾路という 福島より一里ばかり脇に篠原有り今に荒地なり風雨の夜は実盛の靈魂出るとて里人も

恐れて通らざるよし 実盛の塚は原の中程にありとて女はゆかれず
といへり

(一〇) 善光寺と永平寺の血盆経

血盆経は、女性の血の汚れをはらう経典とされ、かつては各地の寺院で発行されていた。越中立山の地獄谷に血盆経を奉納する儀礼がみられ、同様の儀礼が羽黒山五重塔そばにあった血の池でもみられたことは既に指摘した⁽¹³⁾。以下の記録から、信濃善光寺および曹洞宗の本山である永平寺においても、血盆経が出されていたことが知られる。

閏八月十五日(善光寺) 一、九拾文 血脈 血分経 さん銭 九月
六日(永平寺) 一、金壹朱 血脈・血分経 絵図「參宮道中所用
記」

四 おわりに

以上、近世の女人禁制に関わる記録を、女性の旅日記から取り出して比較検討する試みを行った。LGBTQが論議される現代において、女人禁制の問題を、どのように取り扱うかについては、本稿の対象外ではあるが、日本が女性の権利については後進国にとどまっていることを指摘しておきたい。

ただ、既に前稿で指摘したように、女人禁制は信仰登山の安全面と密接に関わっていたことを、改めて最後に触れておきたい⁽¹⁴⁾。近世の信仰登山においては、三つの原則が存在していた。

まず、ひとつめが女人禁制であり、ふたつめは開山期の存在、みつづめが山先達の存在であった。開山期とは、お山開きからお山閉まいまで

の時期を指し、夏の間の数ヶ月しか登山は許されなかった。山先達とは山案内人を指し、集団で案内人の先導のもとに登山することが義務づけられていた。

また、男性の場合も、登山を許されるのは元服を過ぎた成人男性であり、これらは、安全に登山するための必要条件であったと考えられる。すなわち、女人禁制の背景には体力的な問題もあったのではなからうか。

信仰登山の目的には先祖供養があり、自らの極楽往生を願うこともまた、目的となったので、山で遭難死することは、とりわけ布教者の側にとつては許されないことであったと考えられる。

このような信仰登山のタブーを打破したのが、明治中期以降にヨーロッパからもたらされたアルピニズムであった。たとえば、映画化もされた新田次郎の傑作小説『劔岳・点の記』には信仰登山からアルピニズムへと変化する時期の立山連峰の姿が活写されている⁽¹⁵⁾。

残された課題は多いことかと思われるが、それは後進にゆだねることとして、以上で筆を置きたい⁽¹⁶⁾。

注

- (1) 牛山佳幸「『女人禁制』再論」(『山岳修験』一七号、一九九六年)。
- (2) 鈴木正崇『女人禁制』吉川弘文館、二〇〇二年。鈴木正崇「女人禁制と現代」(『女の領域・男の領域 いくつもの日本Ⅵ』岩波書店、二〇〇三年)。
- (3) 「大峰山女人禁制」の開放を求める会編『現代の「女人禁制」性差別の根源を探る』解放出版社、二〇一一年。源淳子編『いつまで続く「女人禁制」―排除と差別の日本社会をたどる』解放出版社、二〇二〇年。

(3) 深井甚三『近世女性旅と街道交通』桂書房、一九九五年。柴桂子『近

世おんな旅日記』一九九七年。前田淑『江戸時代女流文芸史―地方を中心に―【旅日記編】』笠間書院、一九九八年。金森敦子『関所抜け江戸の女たちの冒険』晶文社、二〇〇一年。山本志乃「女の伊勢参り」(旅の文化研究所編『絵図に見る伊勢参り』河出書房新社、二〇〇二年)、柴桂子「旅日記から見た近世女性の一考察」(『展望日本歴史一五 近世社会』東京堂出版、二〇〇四年)、山本志乃「旅日記にみる近世末期の女性の旅―旅の大衆化―への位置づけをめぐる一考察」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一五五、二〇一〇年)。なお、女手形は江戸時代の関所手形の一つで、女性が関所を通る際に、必ず提出を義務づけられていたが、文久三年(一八六三) 関所改が大幅に緩和された際、女手形も発行・書式ともに簡略となり、慶應三年(一八六七) 八月以降は不要となった(『日本交通史辞典』吉川弘文館、二〇〇三年)。

(4) 岩鼻通明『旅日記にみる女人禁制の民俗文化的研究』科学研究費補助金(一般研究C) 研究成果報告書、山形大学、一九九三年

(5) 『日吉津村史 下巻』日吉津村編、一九八六年、所収、「多比能実知久佐」万延元年(一八六〇) 二月二十八日出発、七月八日帰郷の旅、筆者の西村美須女は日吉津村石原家より島根県伯太町西村家へ嫁いだ。

(6) 『西遊草』清河八郎著、小山松勝一郎校注、岩波文庫、一九九三年、安政二年(一八五五) に母を同伴して伊勢参りに出かけた記録。金森敦子『きよのさんと歩く江戸六百里』バジリコ、二〇〇六年、所収、「道中日記」三井清野は鶴岡の豪商の妻で、日光・江戸・伊勢・京都・大坂と一〇八日間の旅をした。文化十四年(一八一七) 三月二十三日に鶴岡を出発、七月十一日に帰郷。『本莊市史 史料編Ⅳ』本莊市編、一九八八年、所収、今野於以登「参宮道中所用記」文久二年(一八六二) 八月。黒沢とき「上京日記」安政六年(一八五九) 二月

に常陸国を出発、三月上旬に戸隠参詣(前掲注③) 深井甚三『近世女性旅と街道交通』所収。

(7) 前掲注(4) から戸隠山の事例を引用して再録。

(8) 山本光正「近世・近代の女性の旅について―納経帳と絵馬を中心に―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇八、二〇〇三年)

(9) 谷釜尋徳『歩く江戸の旅人たち』晃洋書房、二〇二〇年。

(10) 島津良子「女人禁制の解除過程―境内地から地域社会へ―」(『比較家族史研究』三二号、二〇一七年)

(11) 岩鼻通明「富士山と羽黒山の女人禁制の解禁」(『西郊民俗』一四七号、一九九四年)

(12) 岩鼻通明『絵図と映像にみる山岳信仰』海青社、二〇一九年。

(13) 岩鼻通明『出羽三山 山岳信仰の歴史を歩く』岩波新書、二〇一七年。

(14) 岩鼻通明「山岳信仰と女人禁制」(『山形民俗』一八号、二〇〇四年)

(15) 新田次郎『劔岳・点の記』文藝春秋、一九七七年。

(16) 脱稿後に、牛山佳幸「いわゆる「女人高野」の起源と諸類型」(『山岳修験』六七号、二〇二一年)、および鈴木正崇『女人禁制の人類学』法蔵館、二〇二二年、が刊行されたことを付記したい。